

5 最低賃金

Q 「アルバイトだから」と、時給600円しかもらえない

A 地域別最低賃金は、原則としてすべての労働者に適用される



法律のポイント⇒

使用者は、原則として、労働基準法第9条の労働者には、最低賃金額を支払わなければならない。最低賃金額に達しない契約はその部分は無効となり、使用者は差額を支払わなければならない（最賃法第4条）。

解説

国が定める 最低賃金制度

当該地域（都道府県）のすべての労働者に適用される「地域別最低賃金」と、当該地域（都道府県）の特定産業の基幹的労働者に適用される「特定（産業別）最低賃金」とがある。いずれも時間額で示される（最賃法第3条）。

最低賃金額に満たない賃金の労働契約は、その部分が無効となり、2年前に遡って使用者に最低賃金額との差額の支払いを請求できる（最賃法第4条、労基法第115条）。

対象とならない賃金

最低賃金には、①臨時に支払われる賃金〈結婚手当等〉、②1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金〈一時金等〉、③時間外・休日・深夜の割増賃金、④精勤手当・通勤手当・家族手当等、は算入されない（最賃法第4条）。

減額の特例

以下に掲げる労働者については、使用者が都道府県労働局長の許可を受けた時は、減額して適用される（最賃法第7条）。

①精神・身体障害のため著しく労働能力の低い者、②試の使用期間中の者、③認定職業訓練を受けている者、④軽易な業務に従事する者、⑤断続的労働に従事する者。

派遣労働者の適用

派遣労働者には、派遣先の地域別最低賃金または特定最低賃金が適用される（最賃法第13条、第18条）。

罰則

地域別最低賃金に違反した場合の罰金は、適用労働者1人につき上限50万円である（最賃法第40条）。特定最低賃金の違反は賃金の全額払違反（労基法第24条）が適用され、上限30万円である（労基法第120条）。

<参照条文> 労基法第24条、第115条、第120条
 最賃法第3条、第4条、第7条、第13条、第18条

● 2011年度地域別最低賃金(次回2012.10改定予定)

都道府県名	時間額 【円】	引き上げ額 【円】
北海道	705	14
青森	647	2
岩手	645	1
宮城	675	1
秋田	647	2
山形	647	2
福島	658	1
茨城	692	2
栃木	700	3
群馬	690	2
埼玉	759	9
千葉	748	4
東京	837	16
神奈川	836	18
新潟	683	2
富山	692	1

都道府県名	時間額 【円】	引き上げ額 【円】
石川	687	1
福井	684	1
山梨	690	1
長野	694	1
岐阜	707	1
静岡	728	3
愛知	750	5
三重	717	3
滋賀	709	3
京都	751	2
大阪	786	7
兵庫	739	5
奈良	693	2
和歌山	685	1
鳥取	646	4
島根	646	4

都道府県名	時間額 【円】	引き上げ額 【円】
岡山	685	2
広島	710	6
山口	684	3
徳島	647	2
香川	667	3
愛媛	647	3
高知	645	3
福岡	695	3
佐賀	646	4
長崎	646	4
熊本	647	4
大分	647	4
宮崎	646	4
鹿児島	647	5
沖縄	645	3
平均	737	7